

子育てに取り組むご家庭を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する制度をご紹介します。

子育て応援パスポート事業
「子育て応援パスポート事業」を通じて、子育て家庭を社会全体で応援していく機運の醸成を図ります。
子育て応援パスポート事業...子育て家庭が子育て応援パスポート(カード)を提示すると、協賛店舗等が商品等の割引やポイントの加算などお店独自の子育て応援サービスを行ったり、授乳室の提供など、子ども連れで出かけやすい環境づくりに取り組んでいただく事業です。

【問合せ先】
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
0857-26-7868

放課後子どもプラン
共働き家庭など留守家庭の小学1年生から3年生を対象に、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後の生活の場を提供しています。
【問合せ先】
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
0857-26-7868

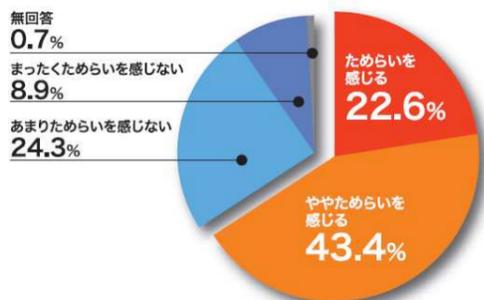
放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。
【問合せ先】
鳥取県教育委員会事務局小中学校課 0857-26-7512

取れていますか？有給休暇

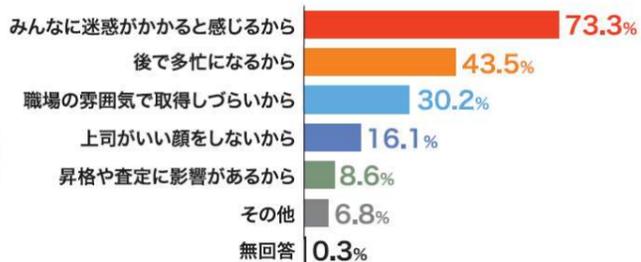
ほどよく休むことで社員の私生活は充実し、仕事に対するやる気も出て、作業効率も上がります。年次有給休暇を取得できる環境を整え、イキイキとした職場づくりに取り組んで行きませんか？

全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇取得にためらいを感じています。

◎年次有給休暇の取得へのためらい



◎ためらいを感じる理由(複数回答)



休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう。

具体的な取組の一例

(1)年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導の下、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。

(2)労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう。

(1)年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

(2)導入のメリット

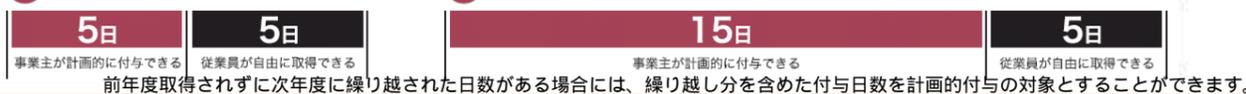
事業主...労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
労働者...ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

(3)日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



なぜ「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が大事なのでしょう？

社員の満足度や健康不安に影響します
長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状況などが続くと、労働時間への満足度や休暇取得の満足度が下がっていくだけでなく、健康状態に関する不安も増大します。

企業の経営にも直結します
長時間労働を経営上改善すべき課題と考えている企業の割合は9割を超えています。労働時間や休日、休暇に関して課題を把握し、管理を適切に行うことは、企業の経営にも直結するとても重要な取組と言えます。

出典：厚生労働省委託事業「従業員の労働時間と休暇に関する調査(労働者調査)」(2013年)

そうですね。でも？

コストがかかるんじゃないだろうか。休んだ分は生産性が落ちるから、他の誰かがやらないといけない...

育児休業、介護休業を取得させたいが、従業員に対する助成はないだろうか...

どういう取組をしたらいいかわからない...

そんな皆様に応援するために！

鳥取労働局・鳥取県が実施している仕事と生活の調和に関する各種制度をご案内します



仕事と生活の調和に取り組む事業主・労働者の皆様を応援します!!

～ ワーク・ライフ・バランスに関する援助・助成等の窓口を紹介します ～

- 仕事・生活 両立のための職場環境整備
- 仕事と生活の両立しやすい職場環境を作りたい
- 育児・介護制度の促進
- 女性の活躍促進
- 企業として
- 育児・介護休業制度の促進を図りたい
- 女性の活躍推進に取り組みたい
- 育児・介護中の給付・資金援助
- 育児・介護休業中の生活資金の援助・給付を受けたい
- 労働時間の管理
- 企業として仕事と生活の調和のとれた労働時間管理を進めたい
- 健康管理・健康保持増進
- 企業として健康確保対策を充実させたい
- 取組のPR
- 企業として仕事と生活の調和への取組を広くPRしたい

<p>企業との連携による家庭教育推進事業</p> <p>保護者である従業員が子育てしやすく、また、すべての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業と協定を締結し、企業における取組のPRや家庭教育に関する研修等へ講師を派遣するなどの支援を行います。</p> <p>▶ 鳥取県が全国に先駆けて実施した事業</p>	<p>職場環境改善支援事業(労務管理改善助言事業)</p> <p>県下3地区の中小企業労働相談所に各1名の労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を配置し、事業所訪問により育児休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善の促進を図ります。また、事業場等(労働組合も含む。)において、職場環境改善に向けた社内研修等を開催する場合、講師を派遣します。</p> <p>▶ アドバイザー(社労士)が事業所を個別訪問 社内研修等へ講師を派遣</p>	<p>就業規則整備支援 コンサルタント派遣事業</p> <p>「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している企業等又は既に認定を受けている企業等へ無料で就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則の整備を支援します。</p> <p>▶ 新規又は全面改正先着10社、一部改正先着15社へコンサルタント(社労士)を派遣</p>	<p>事業所内保育施設設置・運営等支援助成金</p> <p>労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、運営を行う事業主又は事業主団体に、その費用の一部を助成する制度</p>	
<p>子育て期短時間勤務支援助成金</p> <p>小学校就学までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合に事業主に助成金を支給します。</p>	<p>中小企業両立支援助成金</p> <p>代替要員確保コース: 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。 期間雇用者継続就業支援コース: 期間雇用者について、通常の労働者と同等の要件で育児休業が取得できること、また、育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業を取得した期間雇用者を原職等に復帰させ、職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施した中小企業事業主に支給します。平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者までが対象</p>		<p>26年度 NEW! 男性の子育てしやすい企業支援奨励金</p> <p>男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた従業員数100人以下の事業主に対して奨励金を支給します。 【助成条件】 育児参加休暇: 配偶者の産前産後休業期間中に2日以上の特別休暇(有給)を取得したこと 育児休業: 連続する5日以上の育児休業を取得し、育児休業終了後に復帰していること</p> <p>▶ 奨励金額は 各10万円</p>	<p>26年度 NEW! ポジティブ・アクション能力アップ助成金</p> <p>「ポジティブ・アクション応援サイト」または「女性の活躍推進宣言コーナー」に「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」に向けた取組に関する数値目標を掲載後、ポジティブ・アクションプログラムに沿って研修を実施し、目標を達成した事業主に助成金を支給します。</p> <p>▶ 助成額は1企業1回限り30万円(大企業は15万円)</p>
<p>育児・介護休業者生活資金支援事業</p> <p>育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを子育てしやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進します。</p> <p>▶ 従業員個人に対する融資</p>	<p>育児休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者が、1歳(保育所における保育の実施が行われない等)の場合は1歳6か月未満の子を養育するために育児休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 育児休業時における賃金の一部を給付</p>	<p>介護休業給付</p> <p>雇用保険の一般被保険者が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に支給します。</p> <p>▶ 介護休業時における賃金の一部を給付</p>		
<p>26年度 NEW! 職場意識改善助成金(職場環境改善・改善基盤整備コース)</p> <p>労務管理用機器や労働能率の増進に資する設備・機器(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)の導入・更新により年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を行う中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を支給します。 (平成26年度の受付は終了しました。)</p> <p>▶ 助成額は上限80万円</p>	<p>26年度 NEW! 職場意識改善助成金(テレワークコース)</p> <p>終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入・運用などの実施に要した費用の一部を助成します。 (平成26年度の受付は12月15日までです。)</p> <p>▶ 助成額は1企業あたり上限150万円又は1人あたり6万円</p>	<p>働き方・休み方改善コンサルタント</p> <p>労働時間、年次有給休暇制度をはじめとした労務管理に関するご相談を無料で承ります。</p> <p>▶ 依頼があった企業へ訪問するほか、職員研修の講師も承ります</p>	<p>キャリアアップ助成金(短時間正社員コース)</p> <p>短時間正社員制度を規定し、ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者を短時間正社員に転換し、または短時間正社員を新規で雇い入れた事業主に支給します。</p> <p>▶ 事前にキャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。</p>	
<p>26年度 NEW! 鳥取産業保健総合支援センター</p> <p>企業の産業保健関係者を対象に、産業保健に関する専門的な相談への対応や研修の開催、職場におけるメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、管理監督者向けメンタルヘルス教育、産業保健に関する情報提供などを無料で行っています。</p> <p>▶ 専門家が事業場の産業保健やメンタルヘルス対策を支援します</p>		<p>地域産業保健センター</p> <p>労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に関する相談、個別訪問による産業保健指導などを無料で行っています。労働者からの健康相談にも応じます。</p> <p>▶ 医師が長時間労働者に対する面接指導、労働者の健康管理相談を行います</p>	<p>二次健康診断等給付</p> <p>定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する 血圧、血中脂質、血糖、腹囲又は肥満の4つすべての項目について異常の所見があるとき、年1回、無料で二次健康診断や特定保健指導が受けられます。</p> <p>▶ 二次健康診断が無料</p>	
<p>男女共同参画推進企業認定制度</p> <p>男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、その取組みを広く紹介し、県内企業への男女共同参画の普及促進を図ります。</p> <p>▶ 企業の姿勢を評価</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度</p> <p>次世代育成支援対策として取り組む内容を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、届出した企業のうち、当該計画を達成する等の認定要件を満たした実績をもって、「次世代育成支援に取り組んでいる企業」として鳥取労働局長の認定を受けられる制度です。</p> <p>▶ 取組の実績により認定</p>	<p>②1均等・両立推進企業表彰</p> <p>ポジティブ・アクションまたは仕事と育児・介護との両立支援について、他の模範ともいふべき取組を推進している企業を公募により表彰しています。</p> <p>▶ 取組の実績により表彰</p>		

- 窓口・お問い合わせ先**
- 鳥取県教育委員会事務局 小中学校課
鳥取市東町 1-271 (TEL 0857-26-7512)
 - 鳥取県商工労働部雇用人材総室 労働政策室
鳥取市東町 1-220 (TEL 0857-26-7224)
 - 鳥取県地域振興部男女共同参画推進課
鳥取市東町 1-220 (TEL 0857-26-7792)
 - 鳥取労働局雇用均等室
鳥取市富安 2-89-9 (TEL 0857-29-1709)
 - 鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
鳥取市東町 1-220 (TEL 0857-26-7148)
 - 鳥取県商工労働部雇用人材総室 労働政策室
鳥取市東町 1-220 (TEL 0857-26-7224)
 - 公共職業安定所(ハローワーク)
・ハローワーク鳥取 鳥取市富安 2-89 (TEL 0857-23-2021)
 - ・ハローワーク倉吉 倉吉市駄経寺町 2-15 (TEL 0858-23-8609)
 - ・ハローワーク米子 米子市末広町 311 イオン米子駅前店4階 (TEL 0859-33-3911)
 - ・ハローワーク米子根雨出張所 日野郡日野町根雨 349-1 (TEL 0859-72-0065)
 - 鳥取労働局労働基準部監督課
鳥取市富安 2-89-9 (TEL 0857-29-1703)
 - テレワーク相談センター
東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 (TEL 0120-91-6479)
 - 鳥取労働局職業安定部職業安定課
鳥取市富安 2-89-9 (TEL 0857-29-1707)
 - 鳥取産業保健総合支援センター
鳥取市扇町 115 番 1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階 (TEL 0857-25-3431)
 - 地域産業保健センター(東部、中部、西部)
鳥取市富安 1丁目75 鳥取県東部医師会館内 (TEL 0857-29-2255)
 - 倉吉市旭田町 18 鳥取県中部医師会館内 (TEL 0858-23-2651)
 - 米子市久米町 136 鳥取県西部医師会館内 (TEL 0859-22-3570)
 - 鳥取労働局労働基準部労災補償課
鳥取市富安 2-89-9 (TEL 0857-29-1706)
 - 鳥取県地域振興部男女共同参画推進課
鳥取市東町 1-220 (TEL 0857-26-7792)
 - ②1鳥取労働局雇用均等室
鳥取市富安 2-89-9 (TEL 0857-29-1709)

26年度 NEW! が付いている制度・助成金は平成26年度に新規に設置されたもの、又は助成額・助成対象が拡充されたものです。各制度は平成26年1月1日現在のものです。制度は内容変更の場合がありますので、必ずお問い合わせ先にお確かめください。

そのほか裏面の制度もあります